

「 申 告 書 確 認 表 」 の 内 容

用 途

申告書提出前の最終チェック用

構 成

別表ごとに誤り易い項目について（全 90 項目程度）

- 国際関係（外税控除、外国子会社配当益金不算入、外国子会社合算税制）（20 項目程度）
- 受取配当益金不算入関係（10 項目程度）
- 特別控除、圧縮記帳関係（15 項目程度）
- 役員給与、同族判定関係（10 項目程度）
- 消費税関係（10 項目程度）
- その他（25 項目程度）

確認内容の例

- 共通事項
 - ・ 当事業年度に適用される別表を使用していますか。
- 所得金額の計算「別表四、五（一）」
 - ・ 別表四と別表五（一）の検算額は、別表五（一）の 31④欄の金額と一致していますか。
- 外国税額控除「別表六（二）～（五）」
 - ・ 外国法人税に該当しない税（中国の営業税等）を記載していませんか。
 - ・ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を記載していませんか。
- 外国子会社合算税制「別表十七（三）等」
 - ・ 特定外国子会社等を有する場合、別表十七（三）等を添付し、適用除外規定の適用の有無について判定を行っていますか。
 - ・ 特定外国子会社等の財務諸表、申告書等を添付していますか。また、それらに記載されている金額は別表各欄と一致していますか。

【イメージ】

平成26年4月1日以後開始事業年度分 単体・内国法人用			
申告書確認表（案）			
法 人 名		担 当 者	役職：
確 認 対 象 年 度			役職：
確 認 実 施 日			
項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果
共通事項	1	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	□適 □否 □非該当
	2	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額等を含みます）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	□適 □否 □非該当
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租特透明化法）。	□適 □否 □非該当
	4	組織再編成がある場合、組織再編成に係る契約書及び主要な事項の明細書を添付し、適格判定を行っていますか。	□適 □否 □非該当
法人税額の計算 別表一（一）	5	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、又は1億円以下の法人で若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	□適 □否 □非該当
同族会社等の判定 別表二	6	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	□適 □否 □非該当
	7	17欄が50%超で、当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は1億円以下の法人で若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三（一）を作成していますか。	□適 □否 □非該当
	8	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その内書きた数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	□適 □否 □非該当

※ 単体法人用のほか、連結申告用、個別帰属額届出書用を作成。

「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の内容

用途

申告書作成前の税務・決算処理の確認用

構成

- 貸借対照表・損益計算書の主要勘定科目ごとに誤り易い項目について（全 55 項目程度）
- 損益計算書関係（売上げ、売上原価、売上割戻し、仕入割戻し、使途秘匿金、移転価格等）（25 項目程度）
- 貸借対照表関係（棚卸資産、繰延資産、固定資産、前払費用等）（15 項目程度）
- 消費税関係（15 項目程度）

確認内容の例

- 社内体制・手続の整備状況
 - ・ 経理担当部署に税務知識を有する方がいらっしゃいますか。
 - 損益計算書関係（売上原価）

（確認内容）

 - ・ 売上原価等が当事業年度の終了の日までに確定していないときは、適正に見積もった金額を計上していますか。また、単なる事後的費用を見積計上していませんか。

（解説）

 - ・ 当事業年度に計上した売上げに対応する売上原価等の金額が当事業年度終了の日までに確定していない場合は、同日の現況により適正に見積もる必要があります。

なお、当該売上げに関連して発生する費用であっても、単なる事後的費用の性格を有するもの（例えば、販売を完了した機械設備等に係る補修、点検、整備等に要する費用など）は、売上原価等となるべき費用ではないことから、見積計上することはできません。（参考法令等：法基通 2-2-1、連基通 2-2-1）
- 貸借対照表関係（貸付金）

（確認内容）

 - ・ 役員、従業員や関連会社に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。

（解説）

 - ・ 経済的合理性がないにもかかわらず、役員、従業員や関連会社に対して無償又は調達金利や他者への貸付条件等と比較して低利による貸付けを行っている場合、通常適用すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額は、給与又は寄附金に該当する場合があります。（参考法令等：法基通 9-2-9、法基通 9-4-2、連基通 8-2-8、連基通 8-4-2）

【イメージ】

大規模法人における税務上の要注意項目確認表（案）							
法人名	確認対象事業年度	確認実施日	担当者	役職	役職	役職	
この確認表は、税務・決算処理について、一般的に誤りが生じやすい事項を取りまとめたもので、皆様が申告書を作成される前の自主的な確認にご活用いただくことを目的として作成しております。確認に当たり検討に用いた資料等については、適切に保管していただくようお願いいたします。							
税務に関する社内体制・手続の整備状況							
・ 税務上の処理に疑義が生じる取引については、事業部門から経理担当部署へ連絡・相談される体制が整備されていますか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・ 経理担当部署に税務知識を有する方がいらっしゃいますか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・ 処理誤りが生じないようマニュアル等を整備し、税務上の処理に疑義が生じる取引の把握や税務処理手続の明確化を行っていますか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
項目	No.	確認内容	解説	参考法令等	確認結果	確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）	
売上げ	1	売上げの計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上されている売上げはありませんか。	棚卸資産の販売による収益は、その引渡しがあった日の属する事業年度の利益となります。この引渡しの日は、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検算等により販売完了を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、販売に係る契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日を含みます。また、請負に係る収益は、原則として、物の引渡しを要するものは目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しないものは約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の利益となります。この引渡しの日は、建設工事等を行うことを目的とするものであるときは、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日を含みます。	法基通 2-1-1 法基通 2-1-2 法基通 2-1-5 法基通 2-1-6 連基通 2-1-1 連基通 2-1-2 連基通 2-1-5 連基通 2-1-6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	売上げの計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。	売上げの計上基準は、棚卸資産又は役務提供の種類、性質、契約の内容等に応じ合理的な基準を選択し、継続適用する必要があります。売上げの計上基準を合理的かつ適切な理由もなく変更した場合には、変更後の計上基準は認められない場合があります。	法基通 2-1-2 法基通 2-1-6 連基通 2-1-2 連基通 2-1-6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	当事業年度に計上すべき売上げについて当事業年度終了の日までに金額が確定していないときは、合理的に見積もった金額を計上していますか。	引き渡しの完了した棚卸資産の販売代金は完成して引渡しを完了した建設工事等の工事代金が当事業年度終了の日までに確定していない場合には、その販売代金等を当事業年度末の現況により合理的に見積もる必要があります。なお、見積計上した売上金額とその後確定した売上金額に差額が生じたときは、確定した日の属する事業年度において、その差額を益金又は損金に計上することとなります。	法基通 2-1-4 法基通 2-1-7 連基通 2-1-4 連基通 2-1-7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>